

掛川市条例第5号

掛川市行政不服審査法施行条例をここに公布する。

平成28年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の設置)

第2条 法第43条第1項に規定する市長の諮問に応じ審査請求について調査審議するため、法第81条第2項の機関として、掛川市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(委員)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから市長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(手数料の額)

第8条 法第38条第6項及び他の法令の規定において読み替えて準用する同条第4項並びに法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める手数料の額は、次の各号の

掲げる交付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付 次のア又はイに掲げる用紙の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 日本工業規格A列3番までの大きさの用紙 1面につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、50円）

イ 日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙 実費相当額

(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法による交付 前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき同号ア又はイに定める額

（手数料の減免）

第9条 審理員又は審査庁（以下この条において「審理員等」という。）は、法第38条第1項（他の法令の規定において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下この条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員等に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（罰則）

第10条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。